

子どもの「自立」サポート事業委託説明書

1 適用

本説明書は、子どもの「自立」サポート事業を委託する事業者を公募型プロポーザル方式によって選定するに当たり、その募集手続等に必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 委託内容

仕様書記載のとおり

(2) 企画提案の性格

本企画提案は公募型により実施する。なお本企画提案は、委託料上限額の範囲内において、提案者独自の手法、体制等について、提案を通して評価することにより、企画力及び業務遂行能力の高い事業者を選定するものである。

(3) 企画提案書等制作に係る経費

企画提案書等の作成及び提出に要した経費は提出者の負担とする。

3 手続等

(1) 担当部局

奈良県文化・教育・くらし創造部こども・女性局こども家庭課児童虐待対策係

住所 〒630-8501 奈良市登大路町 30 奈良県庁 3 階

電話 0742-27-8605 FAX 0742-27-8107

(2) 参加申込書等の提出について

ア 提出期限 令和4年3月10日（木）午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。

イ 提出先 (1) 担当部局に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送等による。

※郵送の場合は、提出期限必着とし、担当部局に事前に電話連絡の上、書留郵便等受け渡しが確実な方法によること。

エ 提出物

a 参加申込書（様式1） 原本1部

b 団体等の概要 1部

事業者名、所在地、代表者、設立年月日、資本金、従業員数、主な業務内容等が記載された団体概要書類

(3) 企画提案書等の提出について

ア 提出期限 令和4年3月22日（火）午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。

イ 提出先 (1) 担当部局に同じ。

ウ 提出方法 (2) ウに同じ。

エ 提出物

a 企画提案書（様式2） 8部（正本1部、副本7部）

※副本7部については団体名が特定される情報を非表示にすること。



「子ども虐待防止にみんなの力を」
オレンジリボン

- b 見積書 1部
 - ・宛先を「奈良県知事」とすること。
 - ・一式計上ではなく、各項目の単価が判断でき、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。
 - ・団体等の印及び代表者印を押印すること。
 - c 過去の事業実績 1部

公告の日から過去3年以内の児童養護施設等に入所している子どもや退所した子どもの自立支援にかかる事業の実績について、その内容、成果等がわかる資料
 - d 業務実施体制表 1部
 - e 課税対象事業所の場合は、納税証明書（県税、法人税、消費税、地方消費税、市町村税の滞納のない証明書）及び決算書（直近時期） 1部
 - f 参考資料

団体等において、説明に必要な資料を提出すること。
- オ 企画提案書の内容
- 仕様書の内容を踏まえ、以下の項目を記載すること。
- a 社会的養護に関する考え方と業務遂行体制について、以下の観点から、具体的に提案すること。
 - ・社会的養護に関する考え方及び業務等の実績
 - ・業務を遂行する体制を執るとともに、多様な相談に対して適切に対応することができる相談支援担当職員の実務経験のほか、配置職員の選定
 - ・多様な相談に対応できる他職種、他機関連携体制の確保
 - ・相談室や子どもが集まり情報交換や意見交換を行うことの出来る場所及び設備。
 - ・就労や就学している子ども等、相談者の事情に配慮した事業所の運営
 - b 子どもに対する相談支援について、以下の観点から、具体的に提案すること。
 - ・退所を控えた子どもに対するニーズを把握するための工夫や、児童養護施設等との連携、訪問による相談支援のスケジュールや体制
 - ・施設退所後の子どもに対する住居、家族、交友関係、就労、将来への不安等様々な相談に関するニーズを把握するための工夫や、児童養護施設等との連携、訪問による相談支援のスケジュールや体制
 - ・効果的な進路及び就学支援、就労及び就業継続等の相談支援の実施方法や関係機関等との連携方法
 - ・自助グループの育成及び活動を支援する効果的な手法
 - c 個人情報保護等情報管理体制について、以下の観点から、具体的に提案すること。
 - ・個人情報等の管理上の効果的な対策（運用上の仕組みやルール策定）
 - ・個人情報等の保護に関する従業者への効果的な研修対策（計画）

（４）説明会

説明会は開催しない。

（５）質問の受付

ア 受付期間

令和4年2月28日(月)午後1時から3月3日(木)午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。

イ 質問先 (1) 担当部局に同じ。

ウ 受付方法



「子ども虐待防止にみんなの力を」
オレンジリボン

「質問票」(様式3)に質問事項を記載のうえ、FAXにて送付し、電話にて送付した旨連絡すること。

エ 回答方法

令和4年3月8日(火)午後5時までに、競争上の地位その他正当な利害を妨げるおそれのあるものを除き、原則として奈良県こども家庭課ホームページに掲載する。

4 委託事業者の選定

(1) 企画提案書等の評価等

ア 企画提案書等の評価は、「子どもの「自立」サポート事業」プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)により、別記 審査対象事項に従って採点を行うものとする。提案が複数ある場合は、各委員の合計得点の総計が満点の6割以上の者のうち最も高い得点を獲得した者で、かつ、審査委員会の合議により認められた者を、最優秀提案者として選定する。ただし、審査の結果、審査項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある提案者は、受託事業者として特定しない。

提案者が1者の場合、審査基準による得点が6割以上で、かつ審査委員の合議により認められたものについては、当該提案者を受託事業者として特定することとする。ただし、審査項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある場合は、受託事業者として特定しない。なお、審査は非公開とする。

イ 審査委員会は令和4年3月28日(月)に開催し、提出のあった企画提案書についてプレゼンテーション及び質疑応答を行う。なお、審査委員会の時間及び場所等については後日対象者に対して通知する。

ウ 審査結果は、企画提案書を提出した事業者のみに対して書面で通知する。

エ 審査結果に対する異議申し立ては一切認めない。

(2) 事業者との契約

審査委員会により最優秀提案者として選定された者が受託者の候補となり、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)等に基づき、双方協議のもと、予算の範囲内で速やかに業務請負契約を締結する。また、協議の結果契約締結の合意に達しなかった場合又は最優秀提案が取消しとなった場合には、その者との契約を行わず、次順位の者と協議を行う場合がある。ただし、次順位の者も審査基準の得点が6割以上であった場合に限る。

(3) 契約の不締結

本業務委託契約の相手方の特定後、契約締結までに本業務委託契約の相手方について次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとする。

ア 役員等(法人にあっては役員(非常勤を含む。)、支配人及び支店又は営業所の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接



「子ども虐待防止にみんなの力を」
オレンジリボン

的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記アからオのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約等に当たって、上記アからオまでのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記カに該当する場合を除く。）において、発注者が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

ク 県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

（４）契約の解除

ア 契約締結後であっても、契約の相手方が３「参加資格」を満たさないことが明らかになった場合、（３）のアからクまでのいずれかに該当する場合、企画提案書、参加申込書その他に虚偽の記載をした場合、受託事業者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合、又は業務遂行能力がないと認められる場合は、契約を解除し委託者を変更することを妨げないものとする。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。

イ 契約にかかる損害賠償及び契約の解除については、奈良県契約規則（昭和 39 年 5 月奈良県規則第 14 号）に定めるところによる。

（５）その他

採択された事業計画・事業提案は、県との協議により、修正・変更を行う場合がある。

５ その他

（１）説明書の承諾

本企画提案に参加する者は、企画提案書の提出をもって、本説明書の記載内容を承諾したものと見なす。

（２）言語及び通貨

契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（３）提出書類の返却

提出された全ての書類は返却しない。ただし、この企画提案に係る審査以外には使用しない。

（４）提案書類の追加、修正等

一度提出された提出書類の差し替え、追加及び削除は、提出期限内であっても理由の如何に関わらず一切認めない。



「子ども虐待防止にみんなの力を」
オレンジリボン

(5) 提案者の失格事由

提案者が次の事項に該当した場合は、失格とする。

ア 公告に示した参加資格が備わっていないとき。

イ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。

ウ 提出のあった提案書等が様式及び記載すべき事項に適合せず、県の定めた期日までにその補正に応じないとき。

エ 一つ以上の審査項目についての記載がなかったとき。

オ 委託上限金額を超える見積書が提出されたとき。

カ プレゼンテーションに不参加のとき。

キ その他不正な行為があったとき。

(6) 提出書類を提出後、契約締結までの手続期間中に提案者が入札参加停止等の事由に至った場合は、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。また該当する者が受託者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行うことがある。ただし、次順位の者も評価基準の得点が6割以上であった場合に限る。

(7) 提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに奈良県まで連絡するとともに、書面により届け出ること。

(8) 特定された受託者は、本件業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ奈良県の承認を受けた場合はこの限りではない。

(9) 契約保証金は、奈良県契約規則第19条の定めるところによるものとする。

(10) 審査結果として、提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合がある。また、県民等から情報公開の請求に応じて提案書等の開示を行う場合がある。

(11) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、3(1)担当部局の指示に従うこと。

(12) 委託期間中において、県が業務委託の中間報告を求めた場合は、速やかに報告すること。



「子ども虐待防止にみんなの力を」
オレンジリボン

(様式1)

年 月 日

参 加 申 込 書

奈良県知事 様

住 所

事業者名

代表者氏名

子どもの「自立」サポート事業委託説明書に基づき、参加申込書を提出します。なお、広告に規定する参加資格を全て満たしていることを誓約します。

(担当者連絡先)

所 属 :

役職名 :

氏名 :

電話番号 :

F A X 番号 :

メールアドレス :



「子ども虐待防止にみんなの力を」
オレンジリボン

(様式2)

年 月 日

企 画 提 案 書

奈良県知事 様

住 所

事業者名

代表者氏名

子どもの「自立」サポート事業委託説明書に基づき、企画提案書及び添付書類を提出します。

(担当者連絡先)

所 属 :

役職名 :

氏名 :

電話番号 :

F A X 番号 :

メールアドレス :



「子ども虐待防止にみんなの力を」
オレンジリボン

(様式3)

年 月 日

質 問 票
(事業名：子どもの「自立」サポート事業)

住 所
事業者名
担当者氏名
電話番号
FAX番号
メールアドレス

※箇条書きで簡潔に記載してください。
FAX：0742-27-8107



「子ども虐待防止にみんなの力を」
オレンジリボン